

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 75

【共通】問1 消防法施行令別表第1(4)項の用途に供される防火対象物における火災の予防上必要な事項等の点検及び報告に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、設問中の点検及び報告とは、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告のことを指すものではないものとする。

- (1) 消防法施行令別表第1(4)項の用途に供される防火対象物の収容人員が50人以上となる場合は、火災の予防上必要な事項等について定期的に点検すること及び当該点検結果について消防長又は消防署長に報告することが必要である。
- (2) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物については、当該点検は1年に1回行う必要がある。
- (3) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に当該点検を行わせる必要がある。
- (4) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物における点検対象事項とは、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項をいう。

【消防用設備等】問1 次に掲げる消防の用に供する機械器具等のうち、消防法令上検定対象機械器具等に該当するものを1つ選べ。

- (1) 消火器用消火薬剤のうち二酸化炭素
- (2) 泡消火薬剤のうち水溶性液体用泡消火薬剤
- (3) ガス漏れ火災警報設備のうち液化石油ガスを検知対象とするものに使用する受信機
- (4) スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁。ただし、当該一斉開放弁の配管との接続部の内径は300mm以下とする。

【消防用設備等】問2 非常警報設備に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置を、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合は、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていることが必要である。
- (2) 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、各階ごとに、その階の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設ける必要がある。
- (3) 非常警報設備の起動装置は、各階ごとに、その階の各部分

から一の起動装置までの歩行距離が30m以下となるように設ける必要がある。

- (4) 放送設備のスピーカーの音圧は、取り付けられたスピーカーから1m離れた位置で、L級にあっては92dB以上、M級にあっては87dB以上92dB未満、S級にあっては84dB以上87dB未満の大きさとする必要がある。

【防火査察】問1 消防法の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡などを検討した結果、その時点では、違反処理を留保する場合もあるが、この場合は、違反内容の危険性に対応した代替の消防用設備等を設置させるとともに防火管理上の安全対策措置を講じさせる必要がある。
- (2) 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- (3) 配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する。不利益処分を前提とした警告等の違反処理に関する文書を発送する場合は、配達証明で送付する必要がある。
- (4) 消防法に基づく命令を行ったときの公示は、違反状態が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより、措置命令の内容などの周知を図る必要がある。なお、発せられた命令が即時に履行された場合には、公示の必要はない。

【防火査察】問2 告発等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実を申告して、処罰を求める意思表示である。
- (2) 刑事訴訟法は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定しており、公務員は犯罪があると思料したときは、必ず告発をしなければならない。
- (3) 消防法では、命令違反を前提とする罰則規定があり、スプリンクラー設備設置命令違反（消防法第17条の4第1項違反）は、告発をもって措置すべきと認められる事案である。
- (4) 告発のための違反調査は、刑法総則の適用を考慮する必要があり、行為等が構成要件に該当しているだけでなく、違法であること（違法性）と有責であること（有責性）も調査し立証する必要がある。

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。  
 (2) 応援を求めた水防管理者の下に行動するため、誤り。  
 (3) 委任できるため、誤り。  
 (4) 消防長又は消防署長の命令があるときであるため、誤り。  
 (5) 指揮下に入らず、都道府県と市町村の間で調整を図るため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 競争関係、順位はないため、誤り。  
 (2) 人事委員会の承認があれば選考もできるため、誤り。  
 (3) 正しい。  
 (4) 一般職であるため、誤り。  
 (5) 臨時の職に関する場合もあるため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 長の支出負担行為によるため、誤り。  
 (2) 長が会計管理者に送付するため、誤り。  
 (3) 正しい。  
 (4) 弁済期に達して初めて発行できるため、誤り。  
 (5) 実地調査も行えるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 太陽電池モジュールからパワーコンディショナーまでの配線に直流電力が流れている。パワーコンディショナーで直流電流を交流電流に変換する。  
 (2) 太陽光発電設備が延焼している場合は、スプレー注水で消火する。  
 (3) 露出した直流配線に接触することによる感電危険を防ぐため、必ず絶縁手袋を着装するとともにとび口等の破壊器具を活用する。水で濡れた場合、電気抵抗が下がるため、感電危険が高くなる。  
 (5) 天井裏等の確認の際は、直流配線があるかもしれないことを意識して残火処理を行い、感電危険に備えて必ず絶縁手袋を着装して活動する。

問2 答 (5)

- 解説 季節、時間によって被害の規模が大きく異なる。

問3 答 (3)

- 解説 消防活動は、生物剤等の汚染拡大防措置を行い、防火区画等を利用した密閉による窒息消火及び延焼防止を重点とする。

〔救急〕

問1 答 (3)

- 解説 a 正しい。  
 b 入院の要否は現場のトリアージレベルだけでは決まらない。入院可能医療機関だけで確保できればよいが、まずは診察、処置可能な収容数を把握する。  
 c DMATに救護所の運営を任せてしまうのは、救護所運営及び医療の提供の双方に支障をきたす。リエゾン的な役割を含め救急隊を救護所に投入すべきである。  
 d 正しい。  
 e 正しい。

問2 答 (5)

- 解説 このような傷病者に対する救急現場における応急処置は少ない。意識障害がなく本人が欲すればスポーツドリンク等を与えるのがよい。体温、血圧等を継続観察し、対症的に対応する。

問3 答 (1)、(5)

- 解説 (1) 「医師と看護師が外来受付時間に必ず従事」の部分、「医師が常時診療に従事」が正しい。  
 (5) 認定日から起算して3年が正しい。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 誤り。消防法第8条の2の2第1項、消防法施行令第4条の2の2第1号参照。設問の場合、収容人員が50人以上ではなく300人以上になれば火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物となる。  
 (2) 正しい。消防法第8条の2の2第1項、消防法施行規則第4条の2の4第1項参照。  
 (3) 正しい。消防法第8条の2の2第1項参照。  
 (4) 正しい。消防法第8条の2の2第1項参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行令第37条第2号参照。  
 (2) 消防法施行令第37条第3号、消防法施行規則第34条の3参照。  
 (3) 消防法施行令第37条第5号及び同条第6号、

消防法施行規則第34条の4第1号参照。

- (4) 消防法施行令第37条第10号。配管との接続部の内径が300mm以下の一斉開放弁は検定対象機械器具等であり、「一斉開放弁の技術上の規格を定める省令」が定められている。なお、配管との接続部の内径が300mmを超えるものは一般に使用されておらず、検定になじまないため検定の対象から除かれている。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)参照。  
(2) 消防法施行規則第25条の2第2項第1号ハ参照。  
(3) 消防法施行規則第25条の2第2項第2号の2イ参照。非常警報設備の起動装置は、自動火災報知設備の発信機と同様に、その階の各部分からの歩行距離が50m以下となるように設けることとされている。  
(4) 消防法施行規則第25条の2第2項第3号イ(イ)参照。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。  
(2) 違反処理マニュアルにより適当。  
(3) 不利益処分を前提とした警告等の違反処理に関する文書を発送する場合は、配達証明と内容証明を併用する必要があるため、不適当。  
(4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。  
(2) 公務員の告発義務については、当該公務員の職務上正当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではないとされており、必ず告発をしなければならないものではないので、不適当。  
(3) 違反処理マニュアルにより適当。  
(4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (4)

- 解説 危険物の類ごとの危険性に応じ、貯蔵又は取扱いにおいて接触を避けなければならないものが定められている。第6類の危険物は酸化性液体であり、火災・爆発防止のため可燃物との接触を避けることが必要である。  
〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第25条。

問2 答 (4)

- 解説 それぞれの給油取扱所における取扱いの特性等に依り予防規程を具体的に定める必要がある。危険物保安監督者は甲種又は乙種危険物取扱者である必要があり、その代行者についても甲種又は乙種危険物取扱者の中から定めておく必要がある。  
〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第8号の4、同規則第61条、給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について（平成17年10月26日付消防危第245号）、給油取扱所における危険物保安監督者の職務を代行する者について（平成4年4月17日付消防危第34号）。

小論文（消防司令）

解答例

日常的に業務を推進している中で、様々な失敗を経験することは決して少なくない。こうした失敗の内容を眺めてみると、色々な事情に起因していることが考えられ、例えば、組織のシステムの問題や課題が見つかることもあるだろうし、人間関係に大きな問題を抱えていたということもあろう。また、部下職員等の教育が不十分だったということもあるかも知れない。組織の目的を確実に達成していくという観点に立ってみると、こういう場合指導者の在り方や姿勢というもの非常に大切になってくる。

仮に、部下職員の失敗に起因して業務に支障が出たようなときに、指導者がこの部下職員を厳しく叱責し、その責任を当該部下職員に押し付け済ませようとする、多くの職員に疑心暗鬼を植え付け、指導者との人間関係を崩してしまうことになろう。

さらには、作業の手順がバラバラで統一性を欠いていた

ことで失敗が生じた様なときに、作業に関わった職員に対して統一を図らなかった者を誣議するような指導者がいたとすれば、職員が業務に取り組もうとする意気込みを衰えさせるだろう。

往々に、指導者の中には問題が起こり責任に関わるような事態が生じると、その原因と責任を自身以外の者に求める傾向がある。つまり、上司や部下職員が悪いとか、できのよくない職員と一緒に勤務したから運が悪い、組織が悪いとかと責任転嫁する傾向に多くの指導者が陥り易いことに注意しなければならない。

少なくとも、組織において指導者はどうあらねばならないかということが明確に自覚されていない限り、なかなか指導者自身が自分の部署で起こった失敗を自らの責任として受け入れることは難しいようである。しかし、指導者の役割を前提して、日常的に組織において起こる失敗について考えると、大抵は失敗の原因が指導者にあるといっても